

第4章 計画事業と目標

1 子育て支援計画

(1) 計画の目標

次代を担う子どもたちが健やかに育つことは、すべての区民の願いです。この願いに応えるため、区は少子化の進展や社会環境の変化の中で、安心して子どもを産み、育てていくための様々なニーズに的確に応えていくとともに、子どもたち一人ひとりの権利を保障し、その健全な成長のために、男女が共同して子育てに参加できる環境づくりに努め、地域社会全体で子育てを支援していく体制を構築していきます。

(2) 基本的考え方

○ 子育てと就労を両立するため、保育園待機児童の解消や多様な保育サービスの提供が求められています。このため、認可保育所・分園の設置、認証保育所の開設等の促進など保育施設を整備し、待機児童の解消に努めるとともに、低年齢児受け入れ枠の拡大、産休明けの保育所の拡大、延長保育の充実、病後児保育などを行います。

また、子どもの健やかな成長のための支援は、国籍や障害の有無に関わらず、平等に向けられなければなりません。このことは、子どもの権利条約でも保障されています。このため、区では、ノーマライゼーションの理念を実現するため、保育施策はもとより、子育て支援全般にわたり、より一層の推進を図ります。

○ 核家族化の進行や地域コミュニティの衰退による子育て機能の低下に対応するため、家庭や地域社会、福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、子育て支援を推進することが求められています。

このため、子ども家庭支援センターを整備し、子育て全般について、また、児童虐待など子どもの健全な育成にかかわる様々な問題を防止するため、関係機関とのネットワークを形成し、地域との連携を図りながら、地域社会全体で子育てを支援していくための体制を構築します。

また、子どもの権利条約の趣旨に則り、児童虐待やいじめの問題に対して、子どもの権利を擁護するための取り組みも行っています。

- 子どもと子育て中の親が抱える様々な不安や悩み等を解消するため、子ども家庭支援センターは保健サービスセンター等の関係機関と連携し、総合的に支援していきます。また、子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう支援するため、施策の充実を図ります。
- 子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、資質、能力の向上と、健全な育成を図るための支援を行います。また、自己の可能性を伸ばし、自立するための施策を展開していきます。
- 子どもたちが伸びやかに育つために、児童館を子どもの活動拠点や親子の交流の場として利用できるよう事業を充実するとともに、家庭教育の充実を図ります。

また、子どもたちの健全育成を図るため、地域における子どもの居場所づくりや地域活動への参加促進のため、地域や企業と連携を図り、地域におけるボランティア活動などの支援を行います。

更に、子どもの自立を支援するため、必要な知識や経験が得られるような教育の場と機会が提供できる体制を整備します。

- 平成11年6月の「男女共同参画社会基本法」の成立を受け、平成13年7月に区が策定した「文京区男女平等参画推進計画」の中では、家庭生活における男女平等参画として、家族を構成する男女が相互に協力し、男性も家庭、育児に参画することが求められているとしています。

男女平等参画社会の実現のためには、家庭や子育ては女性の分担といったような、これまでの固定的な性別役割分担意識を払拭していくことが重要であり、ジェンダー・フリー*の視点に立ち、区民一人ひとりの意識改革と子育て支援のための体制づくりに取り組んでいきます。

ジェンダー・フリー 生物学的な性別と区別され、「女は家庭、男は仕事」など、社会的・文化的または心理的性別をジェンダーという。これが男女差別のもとになっていると気づき、「男」「女」による何気ない区別や伝統的な役割期待などの意識から解放すること。

(3) 計画の体系

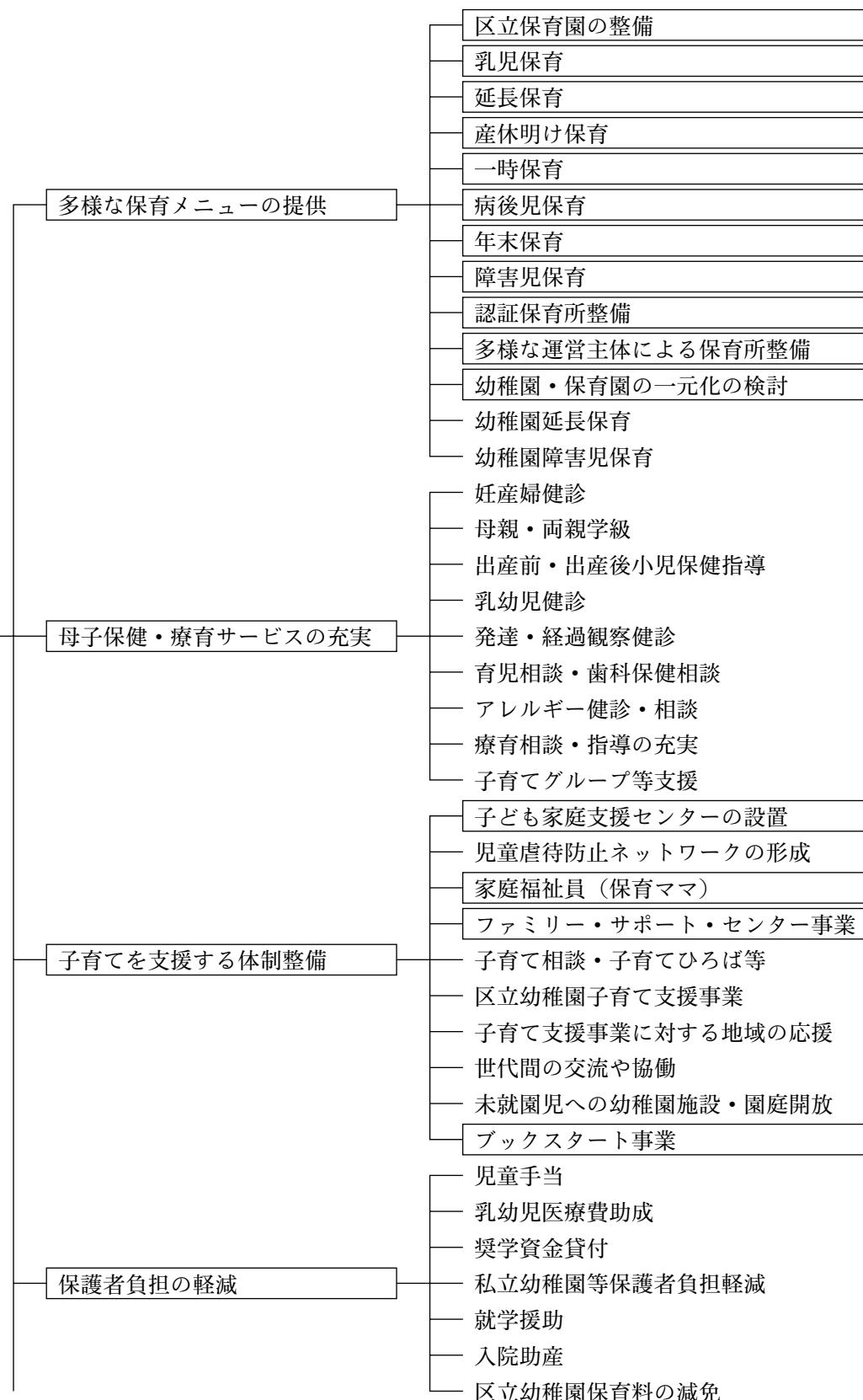
子育て支援計画

大項目

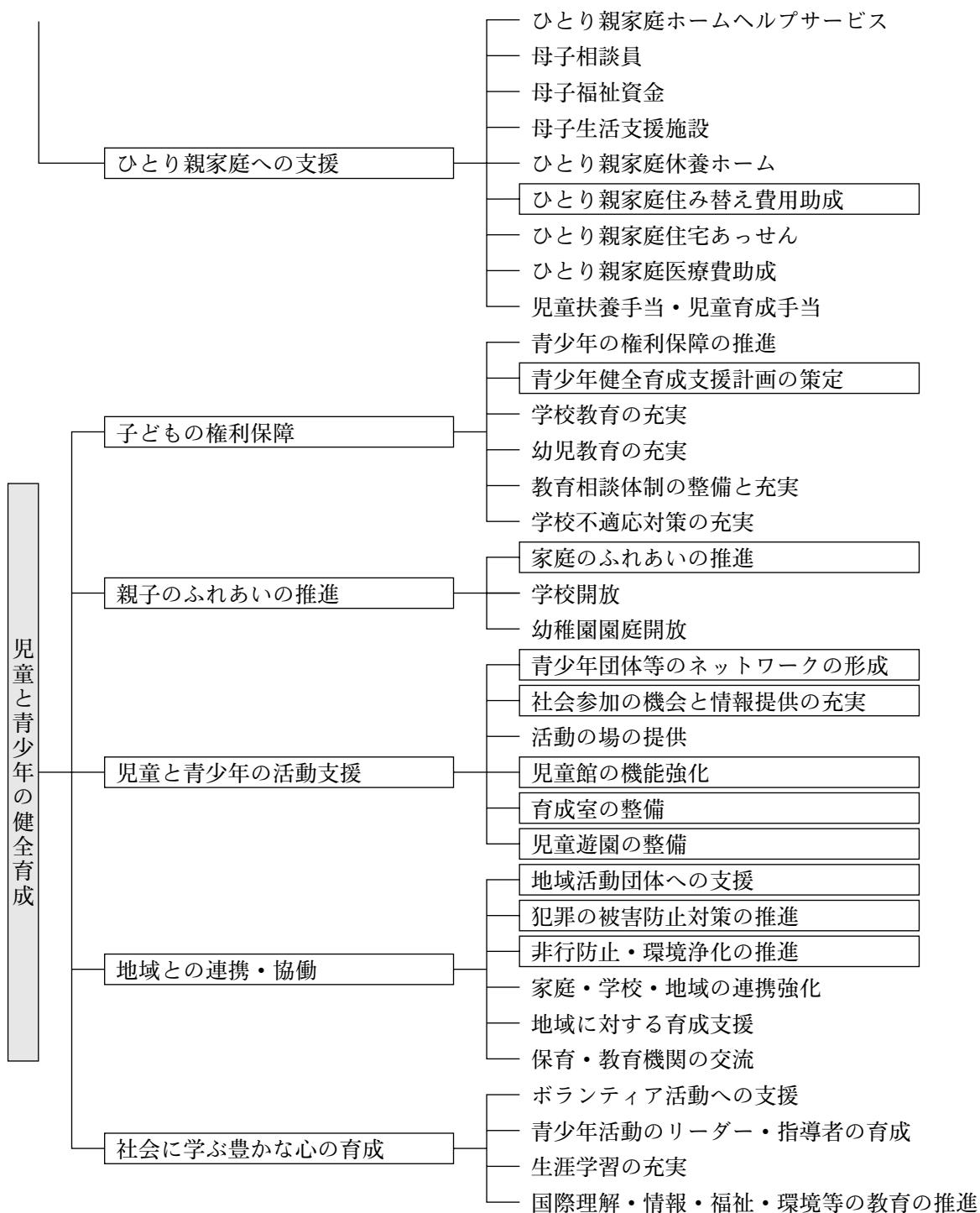
中項目

小項目

子育て支援の環境づくり



子育て支援計画



(4) 計画事業

1 子育て支援の環境づくり

価値観やライフスタイルの多様化、社会経済状況など、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応し、子どもと家庭の問題の解決に取り組み、男女が共同して子育てができるような地域社会の実現を目指します。

子育て家庭が必要とするサービスを自らの選択により利用することができ、安心して、子どもを産み、健やかに育てていくため、地域社会が一体となり子育てを支援していく体制を築き、子育てがしやすい環境づくりに努めます。

1-1 多様な保育メニューの提供

女性の社会進出等に伴って増大する待機児童を解消するとともに、0歳児から就学前までの子どもたちの健やかな成長のため、保育所の整備と保育サービスを充実します。また、在宅で保育している家庭の子育てを支援するための保育サービスの提供に努めます。

更に、幼稚園と保育園の一元化について検討していきます。

1-1-1 区立保育園の整備

現況（平成13年度末）	目標
・区立保育園5園で耐震補強、内装改修工事を行い、入所枠の拡充を実施	区立保育園の耐震補強工事や施設の中・長期的な改修計画に併せて、内装及びレイアウトの変更などにより保育室の面積を調整し、入所枠の拡充を図ることで、待機児童の解消に努める。 ◦内装改修 2園（久堅保育園 外1）

1-1-2 乳児保育

現況（平成13年度末）	目標
・区立保育園12園、私立保育園3園で乳児保育を実施	女性の社会進出等に伴う0歳児保育のニーズに応えるために、保育園の新設、園舎の改築等により乳児保育の拡充を図る。平成14年度区立かごまち保育園・私立たんぽぽ保育園分園を開設し、乳児保育を開始した。 ◦区立保育園新設 1園 ◦内装改修 2園

1－1－3 延長保育

現況（平成13年度末）	目 標
・区立保育園16園、私立保育園2園で18時15分から19時15分まで延長保育を実施	保護者の就労形態の多様化や長時間勤務による二重保育の解消を図るため、延長保育利用枠を拡大する。また、延長保育の弾力的運用を行うことで、緊急的、一時的な利用を可能にする。 ◦実施園 区立保育園16園

1－1－4 産休明け保育

現況（平成13年度末）	目 標
・私立保育園3園で実施	産休明けから職場復帰する保護者の支援を図るため、現在、生後4か月経過後の児童から受け入れている区立保育園において、生後6週間経過後から乳児を受け入れる産休明け保育を実施する。 ◦実施園 区立保育園12園

1－1－5 一時保育

現況（平成13年度末）	目 標
・私立保育園1園で平成12年度から実施	保護者の不定期な就労や育児による疲れをリフレッシュするなど、私的事由等により児童を一時的に保育する一時保育事業を実施する。 ◦実施個所 区立1か所

1－1－6 病後児保育

現況（平成13年度末）	目 標
_____	病気の回復期で集団保育ができない保育園児を預かり、保護者の就労を支援する病後児保育を実施する。実施に当たっては、医療機関との連携を検討する。 ◦実施個所 1か所

1－1－7 年末保育

現況（平成13年度末）	目 標
_____	保護者の就労により、年末の保育園休園期間中（12月29日～31日）に保育を必要とする児童を対象に年末保育を実施する。 ◦実施園 区立保育園3園

1－1－8 障害児保育

現況（平成13年度末）	目 標
・区立保育園17園で障害児保育を実施	集団保育が可能な、心身に中・軽程度の障害を持つ保育に欠ける児童を保育園で受け入れる障害児保育を充実する。 ◦実施園 区立保育園17園

1－1－9 認証保育所整備

現況（平成13年度末）	目 標
・認証保育所A型1か所を平成13年度に開設	認可保育所だけでは応えきれない大都市特有の保育ニーズに対応するため、東京都が独自の基準で認証する認証保育所の充実を図る。平成14年度保育室からB型へ1か所移行した。 ◦A型（設置者民間事業者:定員20人～120人）2か所 ◦B型（設置者個人:定員6人～29人）1か所

1－1－10 多様な運営主体による保育所整備

現況（平成13年度末）	目 標
_____	保育園入園希望者の保育園選択に資するため、公設民営方式による保育所整備、民間事業者による保育園分園運営等多様な運営主体による保育所整備を進める。平成14年度区立かごまち保育園（公設民営方式）及び私立たんぽぽ保育園分園を開設した。 ◦公設民営園 1園

1－1－11 幼稚園・保育園の一元化の検討

現況（平成13年度末）	目 標
_____	幼稚園・保育園の一元化を目指すための検討を行う。子どもと家族の双方にとって厚みのある子育て環境を整備するとともに、保育園の待機児童解消のため、幼稚園・保育園双方の職員が相互啓発と交流、研究活動を通して保育内容の充実を図る。

1－2 母子保健・療育サービスの充実

母子の健康を守るために、各種健診、保健サービスなどの母子保健施策を充実するとともに、地域の子育て機能の低下に対応する子育てグループ等の形成を支援します。また、発達の遅れや障害のある子どもは早い時期に相談を受け、適切な療育につなげることが重要であり、そのため

の相談・指導を充実していきます。

1－3 子育てを支援する体制整備

少子化・核家族化の進行や地域コミュニティの衰退による子育て機能の低下に対応するため、家庭や地域社会、各関係機関と連携して、地域社会全体で子育て支援体制を築いていきます。

更に、子どもと家庭の問題に関する総合的な相談窓口として、子育てに対する様々な悩みなどを抱える相談者を支援していくため、子ども家庭支援センターを設置します。

1－3－1 子ども家庭支援センターの設置

現況（平成13年度末）	目標
_____	子どもと家庭に関するあらゆる問題について、子ども保護者などからの相談に応じる子ども家庭支援センターを設置する。 ◦子ども、家庭、子育てにかかる総合相談を開設 ◦児童虐待防止のため、各関係機関とネットワークを構築 ◦子育て中の親子が自由に憩える交流の場を設置 ◦家庭で保育が困難な保護者や家族のために一時保育を実施 ◦子育てを支援する子育て事業等を開催

1－3－2 家庭福祉員（保育ママ）

現況（平成13年度末）	目標
• 9人（小石川地区8人、本郷地区1人）	家庭福祉員（保育ママ）制度の周知を図り、登録を希望する区民を募集し、区内に適正に配置できるよう増員する。待機児童解消と多様化する保育ニーズに応える地域における子育て支援の施策として位置付けていく。 ◦家庭福祉員（保育ママ）の増員 3人

1-3-3 ファミリー・サポート・センター事業

現況（平成13年度末）	目標
• ファミリー・サポート・センター 1か所 (提供会員108人、依頼会員410人、両方会員21人)	地域における育児の相互援助活動として、会員を組織し、保育園の送り迎えや、単発的な保育需要等に応えていくために、会員数の増大を図る。また、多様なケースに対応していくため、提供会員の中からサブリーダーを養成し、サービスの充実を図る。 ◦ 提供会員 100人増、依頼会員 300人増

1-3-4 ブックスタート事業

現況（平成13年度末）	目標
—————	絵本の読み聞かせを通して親子の関わり合いの重要性を周知する。保健サービスセンターで実施している乳児の4か月健診時に絵本等の入ったブックスタートパックを配布する。平成14年度に事業開始し、1,150セット配布予定。今後はライブラリーパートナー*との協働や15年度から実施予定の子供の読書推進事業との連携を図り、より一層の事業推進に努める。

1-4 保護者負担の軽減

子育てにかかる負担を軽減するため、児童手当を支給するとともに、乳幼児医療費助成や幼稚園・保育園の保育料減免、教育費等の一部助成などにより、子育て世代への経済的な支援に努めます。

1-5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が経済的に安定し、自立した生活を送るために、日常生活の維持向上を図るための幅広い支援が必要です。母子相談を始めとし、児童扶養手当等の支給や住宅に関する支援、母子福祉資金の貸付制度などにより生活上の支援も行っています。

ライブラリーパートナー 図書館運営への区民参画の一環として、平成14年度に始まった図書館ボランティア制度。図書の配架・整備や行事の実施等広く活動を行っている。

1－5－1 ひとり親家庭住み替え費用助成

現況（平成13年度末）	目 標
・助成対象戸数 3戸	アパートの取り壊し等により立ち退きを求められ、住み替える場合を対象に助成を行う。今後も、ひとり親家庭の住み替え時にかかる費用負担の軽減を図り、住みなれた地域での居住の継続を促進していく。

2 児童と青少年の健全育成

子どもたち一人ひとりの個性を生かし、資質、能力の向上と、健全な育成を図るためにには、子どもの権利を最大限に尊重した支援が不可欠です。子どもを取り巻く環境の整備を図りながら、地域や学校等との連携を深め、子どもたちが個々の可能性を伸ばし、自立できるよう施策を展開していきます。

2－1 子どもの権利保障

子どもを真に一人の人間として尊重するため、子どもの権利が保障される社会づくりを進めていきます。また、青少年が自立した人間として心身ともに健やかに成長していくためには、その成長過程において自己形成力の発達を育み、支援していくことができるような環境を築いていきます。

2－1－1 青少年健全育成支援計画の策定

現況（平成13年度末）	目 標
—————	青少年の自立支援と社会性の育成を目指し、青少年にかかる施策の充実を図るため、より広範な青少年健全育成支援計画を策定する。 ・文京区青少年健全育成支援計画策定部会の設置 (区内青少年関係団体推薦部会員 16人)

2－2 親子のふれあいの推進

家庭は子どもにとって、生まれてはじめて接する社会であり、家族とのふれあいを通じて、基礎的な生活習慣や社会性を身に付けていくための重要な人格形成の場です。

しかしながら、急速な少子化や核家族化の進行により、家族関係の希薄化が進むなど、家庭における青少年の教育力が低下しています。

そのため、毎月第2日曜日を「家庭の日」として定め、家族のふれあいを一層促進してきたが、更に継続的な啓発活動を推進して、親子のふれあいの重要性を呼びかけるなど家庭機能の復活を目指していきます。

2－2－1 家庭のふれあいの推進

現況（平成13年度末）	目標
・青少年対策地区委員会への事業補助 ・啓発用ポスター作成	心ふれあう明るい家庭づくりを進めるため、「家庭の日」を定めて各種啓発活動を実施することにより、低下した家庭機能の復活を呼びかけていく。

2－3 児童と青少年の活動支援

地域における青少年団体やボランティア団体などを支援していくとともに、児童の健全育成の場である児童館の機能を更に強化していきます。

また、児童館をはじめとする区有施設において、中高生の居場所を確保し、仲間づくりや自主活動の支援を図っていきます。

更に、就労する保護者の増加に伴って、放課後児童の適正な保護を行うため、学童保育事業の充実にも努めます。

2－3－1 青少年団体等のネットワークの形成

現況（平成13年度末）	目標
・文京区ユースネットワーク合同事業支援 加盟団体7 (区内で活動する青年団体を組織化することにより相互の連携と地域への貢献を促進する)	区内の青年団体で組織されている「文京区ユースネットワーク」を通じて青年の自己啓発を図るとともに、地域青少年団体との連携を図ることにより、自主的・主体的な社会参加を促進する。 ・ユースネットワークの積極的なPRにより、加盟団体の増加を図る。

2-3-2 社会参加の機会と情報提供の充実

現況（平成13年度末）	目標
	学校完全週5日制実施を契機として、家庭や学校以外の場で、青少年が主体的に社会と関わる機会や場を地域社会に根づかせるため、青少年の社会参加を推進するNPO等を支援していく。平成14年度は、区内の青少年関係事業の情報を積極的に提供していくNPOの立ち上げ経費等を支援する。

2-3-3 児童館の機能強化

現況（平成13年度末）	目標
・全ての児童館（16館）で午前中に乳幼児活動を実施	子どもの生活時間の実態に合わせて、児童館の開館時間を延長するとともに、中高生の遊び場や交流の場として整備し、居場所を確保する。また、行事や催し物等を地域団体と連携・協働を図り、地域の児童館として位置づけていく。 ◦平日の開館時間の午後5時までを1時間延長し、午後6時までとする。 ◦バスケットボールやパソコンなどを利用した自主的な活動ができる中高生の居場所を整備する。 ◦NPOやボランティア団体と協働して児童館事業が展開できるよう検討する。

2-3-4 育成室の整備

現況（平成13年度末）	目標
・全ての育成室（23室）で開設時間を午後6時まで1時間延長	育成室の耐震補強工事に併せ、施設の整備を図るとともに、放課後家庭で適切な保護を受けることができない児童を保育するため、新たな育成室の設置を検討する。 ◦内装改修 1室（久堅育成室）

2-3-5 児童遊園の整備

現況（平成13年度末）	目標
・66か所	児童をはじめ、より多くの人々が身近に利用できるよう、地域特性に応じた特色ある児童遊園の再整備に努めていく。

2-4 地域との連携・協働

青少年にとって地域は、世代を超えた多くの人々との交流を通じて、成長に必要な生活体験や社会体験などにより、青少年が豊かな人間関係を経験し、一人の独立した人格として自立性や社会性を身につけていく

上で大変重要な場であり、ますます地域との連携・協力を図っていくことが重要です。

一方で青少年を取り巻く社会環境は、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある出版物、ビデオなどが販売され、極めて憂慮すべき問題があります。

青少年を健全に育成していくためには、地域団体等の活動の活性化を図るとともに、家庭・学校・地域の連携を強化し、有害環境の改善や非行防止に努めています。

2－4－1 地域活動団体への支援

現況（平成13年度末）	目 標
・青少年対策地区委員会事業補助（9地区）	地域における青少年の健全育成活動を促進するため、青少年のための行事を実施している青少年対策地区委員会（9地区）の活動を支援していくとともに、青少年対策地区委員会の事業情報をNPOなどの協力を得て広く周知し、更に参加者の増加を図る。

2－4－2 犯罪の被害防止対策の推進

現況（平成13年度末）	目 標
・子ども110番ステッカー表示協力家庭1,475件 ・子ども110番ステッカー表示区施設 117か所	子どもを犯罪から守るために、地域の防犯意識の向上、犯罪抑止効果を図るとともに、具体的な緊急避難場所を確保するため、子ども110番ステッカー表示協力家庭の増加と事業の定着化を図る。

2－4－3 非行防止・環境浄化の推進

現況（平成13年度末）	目 標
・東京ドーム周辺での啓発活動 ・文京区大会の開催 ・区報への啓発記事の掲載 ・運動ポスターの掲出	毎年7月の社会を明るくする運動強調月間や、11月の全国青少年健全育成強調月間を機に、青少年の非行防止と健全育成、ならびに罪を犯した人たちの更生について理解を深め、すべての人々がそれぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくための広報啓発活動を展開していく。

2－5 社会に学ぶ豊かな心の育成

児童と青少年の社会参画は、様々な体験を通して自らの果たす役割を

認識し、地域社会の一員としての連帯感や責任感を身につけ、自立心を向上させ豊かな人間性や社会性が形成されます。このように児童や青少年が地域社会に学び、豊かな心を育成できるような環境づくりに努めます。